

世田谷区在宅避難支援事業業務委託（単価契約）に係る
事業者選定実施要領兼説明書

令和6年2月

世田谷区

世田谷区在宅避難支援事業業務委託（単価契約）に係る
事業者選定実施要領兼説明書

1 業務概要

(1) 件 名

世田谷区在宅避難支援事業業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

各家庭の災害時の備えを支援するとともに、区民の防災意識のさらなる向上を図るため、全世帯に対して防災カタログギフトを配付し、在宅避難をより推し進める。

詳細は、別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

(3) 履行期間

令和6年4月11日～令和7年3月31日

※契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 提案限度額

3, 599, 077, 000円（消費税及び地方消費税含む）

※令和5年度補正予算配当及び令和6年度予算への繰り越しを条件とする。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は別紙2を確認すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本事業の履行にあたっては、物品配送事業及び問い合わせ窓口のシステム構築経験が必要であることを前提とし、在宅避難環境整備に係る区民意識向上に寄与するとともに、申込みに応じて防災用品を期限内に確実に提供することを求めている。申込みシステム構築から運用までを迅速かつ確実にを行うため、事業者の有する知識・経験や実績等を総合的に審査し、より優れた者を選定する必要があることから、プロポーザル方式を用いて事業者選定を行う。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 過去10年間（平成25年4月1日以降）に自治体における5万人以上を対象とした物品調達及び個別配送に係る事業を受託した実績を有していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を受託者自身が取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

5 スケジュール（予定）

・説明書交付期間	令和6年2月29日（木）～3月6日（水）
・参加表明書等の提出期限	3月 6日（水） 正午
・招請通知発送	3月 7日（木）
・質問の提出期限	3月13日（水） 正午
・質問回答予定日	3月18日（月）
・提案書等の提出期限	3月27日（水） 正午
・第1次審査（書類審査）	3月27日（水）～3月29日（金）
・第1次審査（書類審査結果通知発送）	4月 1日（月）
・第2次審査（プレゼンテーション審査）	4月 8日（月）
・結果通知	4月11日（木）

6 説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和6年2月29日（木）～3月6日（水）

(2) 場所及び方法

「14 本件担当」記載の窓口での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード
 ※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

7 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、参加表明書及びその他提出書類一式を併せて提出すること。参加表明書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

- ②履歴事項全部証明書（発行年月日から3か月以内）
- ③法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（発行年月日から3か月以内）
- ④事業者概要資料
 - (i) 法人の沿革・概要
 - (ii) 理事会等役員一覧表
 - (iii) 法人のパンフレット（作成している場合のみ）
- ⑤参加資格要件とする受注実績が確認できる書類
- ⑥一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していることを証明する書類

(2) 提出期限、提出先及び方法

- ①期 限：令和6年3月6日（水）正午 必着
- ②提出先：「14 本件担当」に同じ
- ③方 法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(3) 招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和6年3月7日（木）に、電子メールでプロポーザル招請通知を送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては、同日に電子メールで非招請通知を送付する。

(4) 辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式2）を速やかに提出すること。

8 質問の提出期限、方法及び回答

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月13日（水）正午必着

(2) 方法

「質問書兼回答書」（様式3）を電子メールで「14 本件担当」宛てに送信すること。

(3) 回答

令和6年3月18日（月）までに回答をとりまとめ、すべての招請事業者宛てに電子メールで回答する。

9 提案書等の内容について

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、(1) 事業提案に関する書類、(2) 見積書を提出すること。なお、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 事業提案に関する書類（原本1部、副本9部）

<書類作成上の注意>

- ①下表「指定項目一覧」のすべての項目について、項目立てし、分かりやすく具体的に記載すること。なお、必要に応じて下表以外の項目、内容を追加してもよい。
- ②一部業務の再委託や外部サービスの使用等を予定している場合は、その再委託先や内容についても記載すること。
- ③表紙を除き40ページ以内でA4縦・横書き（自由様式）とし、2箇所にはホチキス止めすること。

ただし、下記の指定項目一覧表 5③の「カタログ掲載予定防災用品一覧またはカタログイメージ」については、本書類には含めず、別資料（任意様式ページ数不問）として提出することを認める。

- ④表紙には以下の事項を記載すること。
- ・タイトル（世田谷区在宅避難支援事業提案書）
 - ・提出年月日
 - ・事業者名、住所、担当者名、連絡先
- ⑤副本はすべてのページについて、社名、住所、ロゴマーク等を削除するか黒塗りして隠すこと。マジック等で塗りつぶした場合は、透けて見える可能性があるため、塗りつぶしたものをコピーして提出するなど、完全に見えないようにすること。

<指定項目一覧>

	項目名	内容及び留意点
1	事業実施方針	本業務実施の背景や目的、内容及び実施にあたっての心構えをふまえた業務実施方針を記載すること。
2	業務の実施体制	①実施に向けた工程、スケジュール ②実施体制（各業務の管理体制、役割分担、各業務の情報連携の方法） ③業務責任者と区との情報共有体制、方法
3	事業の効果向上に関する事項	①申込率向上のための方策 ②その他事業の効果を高める方策
4	カタログの印刷、封入封緘、発送業務に関する事項	①印刷、封入封緘、発送業務の実施体制 ②宛所不明等による返戻配送物の対応方法
5	カタログに掲載する防災用品に関する事項	①掲載する防災用品の定価目安 ②在庫の確保方法、欠品を防ぐ方策 ③カタログ掲載予定防災用品一覧またはカタログイメージ
6	防災用品の申込みに関する事項	①WEB 及びはがきでの申込情報の管理体制 ②申込用 WEB サイトのイメージ ③申込用 WEB サイトのセキュリティ対策

7	防災用品の発送に関する事項	①発送業務の実施体制 ②宛所不明等による返戻配送物の対応方法
8	インターネットによる申込者対象のアンケートに関する事項	①回答率を上げるための方策 ②アンケートの集計及び統計表示の提案
9	事業費削減に関する事項	事業費削減のための方策
10	コールセンターの運営に関する事項	①コールセンター業務の環境等 ②運営体制 ③エスカレーション減少の方策
11	個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項	①個人情報等の情報漏洩、事故防止に関する対策 ②情報セキュリティ対策 ③対象世帯データの管理方法
12	その他追加提案に関する事項	事業実施にあたっての追加提案
13	委託の実績に関する事項	他自治体において、今回の業務に類する実績（主要部分を再委託先事業者として履行した実績を含む）

(2) 見積書（原本1部、副本9部）

見積書は様式5を使用し、見積金額は円単位とする。なお、見積書の金額は評価項目の一つであり、点数に反映される。

10 提案書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限

令和6年3月27日（水）正午 必着

(2) 提出先

「14 本件担当」に同じ

(3) 方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

11 選定方法について

本プロポーザルでは、「世田谷区在宅避難支援事業委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を候補者として選定する。

審査は、「書類審査（一次審査）」、「プレゼンテーション（二次審査）」の二段階で、評価基準に基づき行う。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。なお、点数が

同点となった場合には、選定委員による多数決で順位を決定する。

(1) 提案書の提出者の選定

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

(2) 書類審査（一次審査）

提出された提案書に基づく審査を行い、上位3事業者を選抜する。

①審査期間

令和6年3月27日（水）～3月29日（金）

②審査結果の通知

本プロポーザルに応募したすべての事業者へ電子メールにて通知する。

(3) プレゼンテーション審査（二次審査）

書類審査を通過した上位3事業者を対象に、プレゼンテーション審査を行う。（1事業者45分程度）。日時等の詳細は、書類審査の結果通知に併せて連絡する。

(4) 選定結果の通知と公表

①選定結果の通知（4月11日（木）予定）

プレゼンテーション審査の対象となったすべての事業者へ電子メールにて通知する。

②選定結果の公表

応募者数、選定事業者の法人名称、所在地及び提案書を特定した理由（審査経過等）を世田谷区ホームページに公表することができる。その場合、選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名称、応募内容等は公表しない。

12 評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を行う。

(1) 書類審査

①業務評価

上記9（1）で示した「指定項目一覧」を評価項目とし、審査を行う。

②見積額評価（見積書記載金額）

(2) プレゼンテーション審査

評価項目	主な評価のポイント
1 本業務についての理解・認識	・ 区の在宅避難支援事業を正しく理解した上で、事業の効果を高めるための具体的な方策の提案がされているか。 ・ より多くの区民がギフトの申し込みをすることができる工夫がなされているか。

2 本業務における実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたりマネジメント体制は確保されているか。 ・運営準備から事業実施まで業務ごとの具体的なスケジュールが考えられているか。 ・個人情報の適切な管理体制が整えられているか。 						
3 各業務の提案内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="509 490 719 779">① カタログ制作・配送業務</td> <td data-bbox="719 490 1439 779"> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログの内容は区民の自助、共助等の防災意識を普及、啓発させるような提案となっているか。 ・配送業務にあたりスケジュール内に確実に配送できる体制となっているか。 ・誤配送防止の仕組みが整えられているか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 779 719 976">② 防災用品調達・配送業務</td> <td data-bbox="719 779 1439 976"> <ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の在庫確保や欠品を防ぐ仕組みが整えられているか。 ・申し込み後の配送は滞りなく行われる提案となっているか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 976 719 1211">③ 事務局業務</td> <td data-bbox="719 976 1439 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・区民からの問い合わせ等に対して十分な体制があり、真摯に対応することができる提案となっているか。 ・アンケートの回収率を上げるための工夫がなされているか。 </td> </tr> </table>	① カタログ制作・配送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログの内容は区民の自助、共助等の防災意識を普及、啓発させるような提案となっているか。 ・配送業務にあたりスケジュール内に確実に配送できる体制となっているか。 ・誤配送防止の仕組みが整えられているか。 	② 防災用品調達・配送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の在庫確保や欠品を防ぐ仕組みが整えられているか。 ・申し込み後の配送は滞りなく行われる提案となっているか。 	③ 事務局業務	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの問い合わせ等に対して十分な体制があり、真摯に対応することができる提案となっているか。 ・アンケートの回収率を上げるための工夫がなされているか。
① カタログ制作・配送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログの内容は区民の自助、共助等の防災意識を普及、啓発させるような提案となっているか。 ・配送業務にあたりスケジュール内に確実に配送できる体制となっているか。 ・誤配送防止の仕組みが整えられているか。 						
② 防災用品調達・配送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の在庫確保や欠品を防ぐ仕組みが整えられているか。 ・申し込み後の配送は滞りなく行われる提案となっているか。 						
③ 事務局業務	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの問い合わせ等に対して十分な体制があり、真摯に対応することができる提案となっているか。 ・アンケートの回収率を上げるための工夫がなされているか。 						
4 プレゼンテーション全般	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく信頼のできる説明であったか、および質疑応答における回答は的確で、熱意はあるか。 						
5 その他（事業履行の信頼度、追加提案等）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に実現性があり、信頼できるものであるか。 ・仕様書にて要求した事項以外に優れた追加提案があり、かつ、区に有用で改善効果が見込まれるか。 						

13 応募に際しての留意事項

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のWEB申込受付システムが提案どおり稼動すること等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (3) 契約保証金は免除とする。

- (4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (9) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求められることがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、「14 本件担当」に同じ。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「4 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 電算処理の業務については、別紙3「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、別紙4「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。

14 本件担当

危機管理部災害対策課災害対策担当 北島、佐武

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第3庁舎3階32番窓口

電話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014